

事務連絡  
平成23年1月11日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部局 御中  
中核市

厚生労働省健康局結核感染症課  
厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課  
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課  
厚生労働省老健局総務課

社会福祉施設等における「インフルエンザ様疾患発生報告」の変更等について  
の協力について

標記については、平成22年7月20日付事務連絡「社会福祉施設等における「インフルエンザ様疾患発生報告」の継続等についての協力について」（厚生労働省健康局結核感染症課、雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課連名）において協力をお願いしているところではありますが、今般、「インフルエンザ様疾患発生報告」の変更等について」（平成22年12月24日健感発1224第1号、厚生労働省健康局結核感染症課長通知）が、別紙のとおり通知され、通常の「インフルエンザ様疾患発生報告」によるサーベイランスに変更されましたので、お知らせいたします。

なお、社会福祉施設等の施設長等は、発症者の人数を問わず公衆衛生対策上必要な相談を、適宜、保健所に行うことができます。

今後とも、インフルエンザについては、管内社会福祉施設等への必要な情報提供をするとともに、衛生主管部局、保健所及び市町村とも連携しつつ、適切な対応をお願いします。